

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の報告について

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間ごとに紹介率が最高である法人(紹介率最高法人)の名称やサービス計画等を記載した「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」(以下、「報告書」という。)を作成していただくことになっています。

報告書を作成した結果、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80パーセントを超えた場合は、その報告書を本市に提出する必要があります。

提出していただいた報告書について、「正当な理由」(「特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準」参照)がない場合(本市が正当な理由に該当しないと判断したときを含む)は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、所定単位数から減算して請求することになります。

つきましては、これに該当する事業所については、大和市 HP 掲載の様式を使用し、提出期限までに下記のとおり報告書等の提出をお願いします。

記

対象サービス	訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与
判定期間及び提出時期	前期(判定期間 3 月 1 日～8 月末日):9 月 15 日 後期(判定期間 9 月 1 日～2 月末日):3 月 15 日
提出書類	- 紹介率最高法人の割合が80パーセントを超えなかった場合 以下①を作成し、各事業所において2年間保存 - 紹介率最高法人の割合が80パーセントを超えた場合 以下の書類を指定権者に提出 - 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書 ※「正当な理由」の5または6に当てはまる場合は、以下②も提出が必要 - 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書(別紙) ※「正当な理由」に当てはまらない場合(減算する場合)は、以下③及び④も提出が必要 ※本市が「正当な理由」に当てはまらないと判断した場合にもご提出いただきます。 - 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<介護保険サービス事業者用> - 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅介護支援) 【大和市 HP(様式掲載場所)】 以下 HP の「6.毎年度対応が必要な届出書等(令和 7 年 1 月 17 日更新)」の No.3 https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shitei_kasan/5634.html
提出方法	「厚生労働省電子申請届出システム」 →「申請届出メニュー」の「加算に関する届出」 【大和市 HP(電子申請届出システムについて)】 https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shitei_kasan/20096.html 【厚生労働省電子申請システム URL】 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php